

# 合理的配慮指針事例集【第三版】が作成されました

## 事業主のみなさまの雇用管理にご活用ください

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日から施行されました。

### 改正のポイント

- ◆雇用分野での障害者差別の禁止。
- ◆雇用分野での合理的配慮の提供義務。
- ◆相談体制の整備、苦情処理 紛争の解決援助。

※本法律における合理的配慮とは、障害者と障害者でない者との均等な機会や待遇の確保、障害者の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための必要な措置のことです。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等において収集した事例が追加された「合理的配慮指針事例集【第三版】」が作成されました。

本事例集は、事業主のみなさまが合理的配慮を提供する際に参考になると考えられる事例が幅広く収集されたものです。

また、本事例集は、ある程度一般的に実施されていると考えられる措置だけでなく、**特に進んだ取組と考えられる措置についても記載**されています。

なお、合理的配慮は、個々の障害者の障害の状態や職場の状況に応じて提供されるものであるため、多様性があり、個別性が高いものです。

したがって、本事例集に記載されている措置はあくまで例示であり、あらゆる事業主のみなさまが必ずしも実施しなければならないわけではなく、また、記載されている事例と同一の規模、同一の業種の事業主が、必ず記載通りの措置を実施しなければならないわけではありません。一方で、本事例集に記載されている措置以外であっても、合理的配慮に該当する措置はあります。

以上の様に、合理的配慮の提供は、個々の障害者の障害の状態や職場の状況に応じて提供されるものです。したがって、合理的配慮の提供にあたっては、障害者と事業主がしっかりと話し合った上で、どの様な措置を講ずるかを決定することが重要です。

事例集は下記のURLにログインいただくとダウンロードできます。

合理的配慮指針事例集【第三版】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000093954.pdf>

また、上記事例集以外にもQ&Aも第二版に改訂されています

障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A【第二版】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000123072.pdf>

